

## 睦沢町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱の制定について

### <適用範囲>

太陽光を電気に交換する設備（土地に自立して設置されるものに限る）で、10キロワット以上の発電力を有する設備が対象です。

### <事業者の責務>

- 1.事業者は、設置事業及び発電事業に係る法令等を遵守するほか、事業区域及びその周辺の地域の生活環境、自然環境及び景観に十分配慮し、事故、公害及び災害の防止に努めるとともに、地域住民及び近隣関係者と良好な関係を保つよう努めなければならない。
- 2.事業者は、設置事業及び発電事業の実施に伴い事故等が発生したとき、又は地域住民等と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講ずるものとする。
- 3.事業者は、土地の形質の変更を最小限にとどめ、調整池、地下浸透施設等の設置その他の雨水を敷地で処理することができる対策及び溝、土留め等の設置その他の土砂の流出を防止する対策を採り、除草対策として年に数回の除草等、その他必要な対策を講ずるとともに、事業区域及びその周辺の地域の適切な管理に努めなければならない。
- 4.事業者は、太陽光発電設備及びこれに付随するフェンス等の設備を隣接する土地との境界からできるだけ後退させ、特に道路、住宅等に隣接する箇所については、適度な離隔距離の確保に努めなければならない。
- 5.事業者は、太陽光発電設備又はその周辺の地域における事故その他緊急を要する事態に対応できるよう、太陽光発電設備の名称、設置場所及び管理者並びに所有者等の名称及び連絡先の表示を行うものとする。
- 6.事業者は、太陽光発電設備を廃止したときは、事業者の責任によりその周辺の地域及び地域住民等に配慮した当該太陽光発電設備の撤去その他の適正な処理を行うよう努めなければならない。

### <説明会等の開催>

事業者は、規定による届出を行う前に、設置事業の施工内容等について、地域住民を代表する区長等に対する説明会を開催し、理解を得るものとする。

## <設置事業の基準>

1. 現況地盤の勾配が 30 度以上ある事業区域内の土地には、太陽光発電設備を設置しないこと。
2. 現況地盤の勾配が 30 度未満の事業区域内の土地に太陽光発電設備を設置する場合は、地質等を考慮した安全な構造とすること。
3. 事業区域内に設置する太陽光発電設備の面積は、事業区域の面積の 75 パーセント以下とすること。
4. 森林法の規定により指定された保安林との境界から 20 メートル以内の区域は、事業区域から除外すること。
5. 自然公園法に規定する国定公園との境界から 50 メートル以内の区域は、事業区域から除外すること。
6. 設置事業に係る法令に基づく許可の基準及び技術的な基準に適合すること。

## <届出書類>

設置事業に着手する日の 60 日前までに、太陽光発電設備設置事業事前協議（変更）申出書（様式第 1 号）に以下の関係図書を添付し、提出して下さい。（正本 1 部、副本 1 部）

1. 太陽光発電設備事業計画書（様式第 2 号）
2. 法人の場合は、法人登記簿謄本
3. 位置図（縮尺 2,500 分の 1 以上で道路、地勢等周辺の状況が判別できるもの）
4. 現況図（縮尺 500 分の 1 程度で地形、事業区域、道路名称、高低差及び立竹木等を記入）
5. 現況写真（道路に接している付近及び標識設置予定地付近等）
6. 土地利用計画図（500 分の 1 程度で地形、事業区域、道路名称、太陽光発電設備、排水施設、植栽及び柵等の計画を記入）
7. 造成計画平面図（500 分の 1 程度で切土、盛土を色分けし、事業区域、道路名称、高低差、排水施設及び作等を記入）
8. 造成計画断面図（500 分の 1 程度で切土、盛土を色分けし、切土、盛土をする前後の地盤面を記入）
9. 排水施設計画図（500 分の 1 程度で事業区域内の排水施設及び構造、放流先までの排水経路を記入）
10. 睦沢町地域住民等説明会等実施報告書（様式第 3 号）
11. 太陽光発電設備設置の実施に当たり法令等による許認可を受けているときは、その許可書等の写し
12. その他町長が必要と認めた図書